

身体障害者の軽自動車税の減免制度について

身体障害者で以下の要件を満たしている方は、軽自動車税の減免を受けることができます。
ただし、普通自動車で減免を受けている方は申請ができません。
減免申請をされる方は、納期限の一週間前となる平成28年5月24日(火)までに申請してください。

減免申請できる方

(1) 身体障害者に係る軽自動車税の減免認定基準表

障害の区分		身体障害者の方が自ら運転する場合	身体障害者の方と同一世帯者 又は常時介護する方が運転する場合
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級、3級	2級、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害（喉頭摘出のみ）		3級	—
上肢機能障害		1級～3級	1級、2級の1.2
下肢機能障害		1級～6級	1級～3級の1
体幹機能障害		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級	1級、2級（両上肢）
	移動機能	1級～6級	1級～3級（両下肢）
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級、3級	1級、3級
免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

※ただし、4月1日現在で障害者手帳が交付されていること

(2) 知的障害者または精神障害者に係る軽自動車税の減免認定基準表

本人、同一世帯者または常時介護する方が運転する場合	
療育手帳	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証
重度の知的障害者で療育手帳がA1、A2判定の方	精神通院医療の公費負担を受けており 精神障害者保健福祉手帳が1級の方

※ただし、4月1日現在で療育手帳または精神障害者保健福祉手帳が交付されていること

減免の対象となる自動車の条件

区分		自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人 同一世帯者	特に問わない
	18歳未満	本人又は 同一世帯者	同一世帯者	障害者の通学、通院、通所の為に 専ら使用すること
知的障害者A1、A2		本人又は 同一世帯者	同一世帯者	障害者の通学、通院、通所の為に 専ら使用すること
精神障害者1級 (精神通院医療の給付を受けている方)		本人又は 同一世帯者	同一世帯者	障害者の通学、通院、通所の為に 専ら使用すること
身体障害者等のみで構成される世帯		本人	身体障害者等を 常時介護する者	障害者の通学、通院、通所の為に 専ら使用すること

申請に必要な書類

- (1) 各手帳 (2) 運転免許証 (3) 印鑑 (4) 軽自動車税納税通知書 (5) 車検証

お問い合わせ先

役場町民課税務係 電話 55-2314